

平成28年2月17日

於・1002会議室（10階）

第1028回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項（決定案の決議）	
広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局開設計画 の認定に関する処分に対する異議申立てについての決定案について （平成25年10月9日付け付議第2号）	1
3. 議決事項（総合通信基盤局関係）	
広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局開設計画 の認定に関する処分に対する異議申立てについての決定案について （平成25年10月9日付け付議第2号）	9
4. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上 基幹放送局の予備免許について （諮問第3号）	13
(2) 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業 務の認定について （諮問第4号）	20
(3) 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う放送法関 係省令等の整備案について （諮問第5号）	34
5. 閉 会	42

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

議決事項（決定案の議決）

○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立てについての決定案について（平成25年10月9日付け付議第2号）

○前田会長 まず、広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立てについての決定案につきまして、審議いたします。

決定案の案につきましては、前回の審議を踏まえた修正とともに、起草委員の方にさらに精査をいただいて、修正案を皆様に事前にお送りいただいております。皆様、既にご覧いただき、必要なお意見については起草委員にお伝えいただいていると思いますが、それも含めて、村田委員からまとめて説明をいただけると伺っておりますので、村田委員から説明をお願いいたします。

○村田委員 それでは、お手元の資料を参照していただきながら、本日版決定案の案について、1月の審議会時点の決定案の案から修正した部分についてご説明をいたします。

既に会長からご説明をいただきましたとおり、本日議決予定であることと、1月の審議会以降、精査した結果、修正した、また修正すべき箇所が多くあったことから、本日版決定案につきましては、事前に委員の先生方にお送りさせ

ていただきました。その段階で、前田会長から2点コメントをいただき、それも追加で修正いたしましたので、それも含めてご説明いたします。この後の説明では、1月の審議会の段階での決定案の案のバージョンを、修正前と言う場合があります。また、本日版の決定案の案は、修正後という表現を使う場合があります。では具体的にその修正した中身についてご説明をいたします。

まず、第1が、1月の電波監理審議会を受けて修正した部分でございます。そのうちの、まず1点目が、これはW C P社の主張の要旨とそれに対応する理由の部分のところ、まず、高指向性アンテナの評価と争点としての捉え方についてというところでございます。修正前の決定案の案では、W C P社の主張の要旨を記載した部分のうち、修正前の版の10ページで、本日版の10ページをご覧いただきたいと思いますが、ここに9ページの終わりから始まる(ク)があって、修正前のバージョンではこの後に(ケ)として、高指向性アンテナの評価を独立した争点であるような書きぶりにしていました。しかし、再度検討した結果、これはW C P社の主張としては、独立の争点ではなく、W C P社がビームフォーミングの評価について争っている理由の一つである、つまりビームフォーミングが評価されないことは不当だと主張する理由の一つとして、高指向性アンテナを評価しているのだから、ビームフォーミングも評価すべきという位置づけであると、そういう争点整理をするのが適切だと考えたものです。したがって、本日版では、先ほど言った(ケ)の独立した争点の書きぶりを削除して、本日版の7ページの真ん中にある(イ)、ここがビームフォーミングについての争いをまとめたところで、その(イ)の中の、7ページの下から3行目の「また」で始まるところですが、ここに位置を変えて、高指向性アンテナを評価し、屋外基地局からのビームフォーミングを評価しないとする総務大臣の判断手法は誤りであるという、ここに入れ込む。この形がW C P社の主張に沿った争点整理であるということで、ここを変えました。

また、ビームフォーミングについての争いのところの最後に書き込むに当たっては、再度、準備書面に立ち返って、より適切と思われる部分を採用して記載いたしました。ここで争点に関するW C P社の主張の要旨のところを修正しましたので、これに対応して理由のところの判断の書きぶりも変えました。これは、本日版の46ページの真ん中あたりにあります⑥の上の8行ですけれども、このビームフォーミングの評価についていろいろ理由を書いたところに、屋外基地局からのビームフォーミングの部分で、高指向性アンテナを評価したことは誤りとは言えないことについて、言及をしました。

その判断理由については、両者は異なる技術であること、高指向性アンテナに関してはW C P社もU Q社も高層ビルなどの屋内対策に用いることを記載していること、具体的な基地局数が記載されていることを述べて、高指向性アンテナを評価し、他方でビームフォーミングを評価しなかったことが誤りとはいえない、という書きぶりにしております。これが高指向性アンテナを争点、あるいは争点に対する判断として、どの位置で捉えるかというところの修正でございます。

次に2点目ですけれども、修正後、本日のバージョンの50ページのところで、(6)の上2行のところでございます。これは修正版では、「既存事業者間の周波数の割当ての配慮という事柄で審査結果を変えることはできず」と修正しました。これは1月の審議会で松崎委員からご指摘がありまして、修正前は、「割当ての配慮という書かれざる基準」という表現をしていたのを、書かれざる基準というと、明文にしていなくても基準だという誤解を生じかねませんので、より正確に事柄というふうに修正をいたしました。これが明確に1月の審議会の時点で、この部分は再検討して修正しますと言っていた部分の2点でございます。

その次に、1月の審議会以降、準備書面、証拠書類を精査した結果、実質に

かかわる部分もありますが、形式的な部分を中心にかなり修正した部分がありますので、それで事前に先生方に今日のバージョンをお送りしてあらかじめご検討いただいたわけですが、その1月の審議会以降にさらに修正した部分について、大体はより忠実に、より正確にしたほうが良いというもので、実質にかかわるところはほとんどありませんが、大きな部分についてはここで説明をさせていただきますと思っています。

まず、その1番目が、本日版の6ページの真ん中あたりにイというところがあります。修正前にはこのイの前に、本来、争点の1つとして整理すべきではない事項を、前回のバージョンでは争点の1つとして整理して入れていましたので、再度検討した結果、修正前は、書いてある技術がその効果を十分に発揮できるよう利用される前提で判断するのは当然であるということを入れていたのですけれども、これは1つの争点ではなくて、WCP社の主張としては、高指向性アンテナが評価されているのは当然であるという趣旨の主張として、高指向性アンテナを使ってこんな効力を得たいと書いてあれば、前提とすることが当然であるという趣旨の部分を引用しておりましたので、したがって、これは争点としての主張ではないと考えたので、削除をしたという趣旨でございます。したがって、本日のバージョンにつきましては、6ページの真ん中のイの上については、この4行は削除しています。これで争点としての捉え方は正しくなっていると考えております。

その次が、本日版の8ページの(カ)、それから9ページに行きまして(キ)のところの最初の1文の文末ですけれども、現在のバージョンでは何々を評価したことは誤っているという表現になっています。ここは、修正前は過大評価しているという表現をしていたのですけれども、準備書面を再度検討して、その書きぶりに忠実に、現在のバージョンのとおり、評価したことは誤っているという書き方に変えました。

その次が、14ページの真ん中あたりの(5)の上のエについて、ここは基準Gについての主張の部分ですが、そのほかの事項は基準Bの主張と同様であるというのが、現在のバージョンのまとめ方になっております。これは修正前には、この後にUQ社開発計画のハンドオーバー時の品質向上技術云々ということ、さらに書いていた部分があったのですが、これはその前の文の基準Bの主張と同様であるというところに含まれますので、それを確認しましたので、この部分を再度記載することは重複であろうということで削除したものです。

その次が本日版の26ページから27ページであります。ここで修正をしたのは、26ページの、例えばWCP社の開設計画や提出した資料一式について記載しているところで、一番下の行からですが、修正後は「記載内容を直接的に把握できない箇所があり」、それから次のページに行って、2行目で、「把握できる箇所が限定されており」、さらに1行後の末尾に、「断片的に窺い知るほかない箇所がある。」という、これが修正後でございます。修正前にどうなっていたかということ、把握できない箇所が多い、把握できる箇所が著しく限定されている、窺い知るほかない箇所が多いという、やや強調し過ぎた表現になっていたということで、ここの部分を再度読んでみると、今回の決定案の案も、前回のバージョンでもそうですけれども、争点については、それぞれ理由で判断を示しているとおおり、確かにマスキングされた資料はありましたが、しかし、それでも理由中の判断をするに足るだけの事実関係は、推認した部分もあります。確認できているということです。そうすると、もとの表現だと、著しく限定されているとか把握できない箇所が多いとあまりに強調すると、判断をするだけのものが読み取れなかったのではないかと誤解を招くのではないかと考えました。また、その著しくとか、多いとかというのは、やや主観的評価も含みますので、そのため、これについては把握できない箇所がある、

マスクングされている部分があるという事実だけを明確に書いておくという表現に、修正をしたということでございます。

その次が39ページから40ページにかけてですけれども、39ページの下から7行目で(F)で始まる場所ですが、この文章をざっと続けていって、40ページの2行目に、合計100万5175局というのが出てくるのですが、この前に、屋内特定基地局という言葉を入れました。これは正確を期すためです。ここは明確に、屋内特定基地局の数としてこれを整備するということが挙げられています。これはDR対策の屋外基地局数は100万5175局の中に含まれないので、これを明確にするために修正しました。さらに補足しますと、DR対策をする基地局が屋外基地局だということは、38ページの下から7行目のところで、DRが屋外特定基地局からの吹き込み方式だということで、これに使うのは屋外特定基地局だということは明確にしてあるので、先ほどの40ページの2行目は、屋内特定基地局の数だということを明確にしました。

その次が43ページで、真ん中のエで、双方の開設計画の比較検討をしますというところで、(ア)で、まず、WCP社開設計画についてというところで、そのまとめとして①以下あるのですが、これは中身は変えていませんが、①から⑦の順序を整理して、修正前のバージョンから順番を変えました。論理的なまとめごとにするために、各①②③に書いてある内容は変わらないのだけれども、順序を入れかえたということです。具体的には、修正後のバージョンはどのような構成で順序を捉えているかということ、最初、個別の争点にはなっていないけれども、開設計画の全体を見た上で、気づきの点についてまとめようということで、それに当たるものは、修正前だと①②④だったのですが、それを修正後、①②③に変えたということでございます。その次には、屋内エリア化の対応に関するものをまとめようということで、これが修正前では、③

と⑥というふうに分散していたのを、修正後はそれを④と⑤にして、屋内エリア化の対応について書いたところをまとめる。最後に、その他、電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関して書いたものをまとめる。これが⑦と⑤に分散していたものを、修正後は⑥と⑦にするという形で、論理的に順序を整理したという趣旨です。

その次が47ページの下から5行目の（ウ）について、WCP社開設計画の証拠書類に、一部の高速化技術について導入時期が記載されていることを明確にしておくために、2行目のところで、その趣旨で、一部の高速化技術の導入時期が記載されているということを、記載して修正をいたしました。

これが、前回以降の主に形式的な修正ですけれども、大きなところとして変えたものでございます。さらに、修正バージョンを送った段階で前田会長から2点コメントをいただきまして、これについては、修正したほうが適正であろうということで、追加で修正いたしました。その部分についてご説明をいたします。

まず、第1点目が、本日バージョンの4ページの、争点の（1）のところです。ここは今のバージョンの記載のとおり、申請に対する判断のあり方として、当業者、括弧して、当業者とはこういうものを言う、その上で、当業者が当然有している知識、知見を前提とした審査をすべきである、これがWCP社の設定している争点であると、争点の設定の仕方であるということです。修正前については、当業者を前提とするという書きぶりではありませんでしたので、ここはこちらの認識としても、当業者を前提とするという争点の設定が正しいし、そうであれば記載もそのように直すべきということで、修正いたしました。

ここを修正するに当たっては、当業者について、5ページから始まる、異議申立人の主張の要旨というところでWCP社が主張している書きぶりにできるだけ沿った表現ということで、5、（1）の争点はそのような書きぶりをしてい

ます。こうしますと、それに対応して、第3の理由の部分についても、書きぶりを合わせる必要がありますので、理由の部分の48ページの最後の行を、「これをWCP社が主張するところの当業者が当然有している知識、知見という曖昧なもので補足・補充をして読むことはできない」という書きぶりに直しております。修正前につきましては、その部分について、当業者という言い方をしておりますので、先ほどのとおり、WCP社の争点に対する主張に合わせて、書きぶりもそれぞれに対応させる形にいたしました。それがまず1点目です。

2点目は、46ページの下4行目の(イ)から始まるところで、ずっと行って、47ページの1行目に出てくるのですけれども、「基地局の詳細な設置対象リスト」というふうに修正いたしました。これは、もとは「基地局の設置対象リスト」でしたけれども、確かに、「詳細な」と加えるべき場所であると思われましたので、その「詳細な」を加えて修正しております。これが現在の47ページの1行目に当たる部分でございます。

かなりの修正をしましたうち、今は主要なものを説明いたしました。そのほかにも形式的なところ、細かい修正について、形式的な表現だとか文言だとかを準備書面や証拠に再度当たって、より正確にするというレベルのものは、細かいですので、その部分についての説明は割愛させていただきたいと思っております。

これが、前回の1月の審議会での修正前のバージョンから、本日提出いたしました修正後のバージョンで修正をした主なところであり、またその修正をした趣旨でございます。以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました決定案の案につきまして、何か、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

特にありませんか。事前にお読みいただき、あるいはご意見を頂戴したものと

を、改めて、それらのことが全て修文された案になっておりますので、ご意見等がないのかもしれませんが。ございませんか。

それでは、特にほかにご質問、ご意見等がないようでございますので、これまでの修文を踏まえまして結果、本案で議決したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、この案のとおり議決することといたします。本件決定案の起草をお願いしました吉田会長代理及び村田委員におかれましては、大変ご苦勞をおかけいたしました。会長としても御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するように連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

議決事項（総合通信基盤局関係）

○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立てについての決定案について（平成25年10月9日付け付議第2号）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

平成25年10月9日付け付議第2号をもって当審議会に付議されました、「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立て」につきまして、審議しました結果、本件異議申立てを、いずれも棄却する決定案を議決いたしました。

決定案の理由につきまして、概略を説明いたします。

はじめに、本件の判断のあり方に関する争点について、すなわち、開設計画に書かれていない、または記載が不足する場合でも、当業者が当然有している知識、知見を前提として判断すべきか否か、また、処分の結果、既存事業者間の割当周波数に差が生じることを考慮すべきか否か、という点でございます。これにつきまして、W C P社が主張するところの、当業者が当然有している知見、知識という曖昧なもので開設計画を補足・補充して読むことはできないこと、また、処分結果は想定されるケースの一つであって、既存事業者間の周波数の割当ての配慮という書かれざる事柄で、審査結果を変えることはできず、審査結果を不当と言うこともできません。

次に、競願時第2審査基準B、及び基準Gの審査に係る理由です。3つの観点がありますので、観点ごとに理由を説明いたします。

まず、屋内エリア化の観点に関する争点について、すなわち、W C P社の屋外基地局からのビームフォーミングを評価しなかったのは誤りかという点などについてでございます。W C P社開設計画において、屋外基地局からのビームフォーミングが屋内エリア化にどのように有効なのかの具体的な説明、S F N技術を導入する屋内用小型基地局の具体的な設置計画に関する説明、及びマイクロセル方式が屋内エリア化にどのように資するのかといった説明はいずれも見当たらず、これらの技術を屋内エリア化の観点から評価することはできません。なお、屋内基地局からのビームフォーミングについては、総務大臣も評価しているとおり、評価できるものでございます。

また、U Q社開設計画においては、屋内基地局の設置箇所に関する計画について詳細な設置対象リストが添付され、これにより計画がより具体的・充実したものとなっていること、全新幹線トンネル内エリア化について、対策年度や局数の具体的な記載等があること、フェムトセル基地局についても局数等について記載されていることから、これらを実地評価したことが不当であるとは言えま

せん。

2点目、高速化技術の導入の観点に関する争点について、すなわち、エリアの広さや技術の導入時期を考慮しなかったのは誤りか、という点についてです。競願時第2審査基準B及び基準Gは、エリアの広さや技術の導入時期を定量的に評価するものではないため、両社の開設計画が同等であると評価したことは、不当な判断とは言えません。

3点目は、その他技術の導入の観点に関する争点について、すなわち、WCP社の屋外基地局からのビームフォーミングを、電波の能率的な利用の観点から評価しなかったのは誤りかという点などについてでございます。WCP社開設計画においては、屋外基地局からのビームフォーミングが電波の能率的な利用の確保にどのように資するのかの具体的な説明が見当たらず、また、「電波の能率的な利用の確保に関する事項」において、8本アンテナ基地局の説明が見当たらないことから、これらが電波の能率的な利用の確保に資する技術であると評価することはできません。

また、UQ社開設計画においては、アクセス制御技術、ハンドオーバー時の品質向上技術、eMBMSについて具体的な技術の有効性等が記載されており、これらの技術を評価したことが不当であるとは言えません。

なお、その他電波の能率的な利用を確保するための技術の導入においても、技術の導入時期を定量的に評価するものではありません。

以上のことから、競願時第2審査基準B及びGについて、UQ社開設計画が優位であると評価したことは相当であります。

次に、競願時第2審査基準Eに関する争点について、すなわち、指定済周波数の利用の逼迫は合理的な将来予測を踏まえて判断すべきかという点についてであります。直近の平成24年度末時点の周波数あたりの契約数の値はUQ社のほうが大きく、UQ社に1点を加点すべきこととなります。本件審査は、将

来の予測を考慮するものでも、判断の基準時以降の事情によって、適合性の判断が変わるものでもありません。

最後に、全体のまとめですけれども、本件認定及び本件拒否処分の判断のとおり、開設指針に基づく第1順位はUQ社開設計画となり、その結果、UQ社の申請を認定し、WCP社の申請は認定拒否となります。

以上申し上げた理由から、総務大臣が行った本件認定及び本件拒否処分への異議申立てをいずれも棄却する決定案を議決いたしました。

決定案につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上でございますが、総務省側から何かございますでしょうか。

○福岡総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の福岡でございます。

本日、ただいま、WCP社からの異議申立てに関する件につきまして、審議会としての決定案を議決いただきまして、大変ありがとうございました。本日の議決を受けまして、電波法第94条第1項の規定に基づきまして、本日から7日以内に、異議申立てに対する総務大臣による決定を行いたいと考えております。

本件は、平成25年9月の異議申立て以来、審理官のもとで計6回の審理を開催いただきました。また、意見書が提出されて以降、本日の決定案の議決に至るまで、審議会の委員の皆様方におかれましては、本件につきまして真摯にご議論をいただきましたことを、重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○前田会長 それでは、以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

（１） 99 MHzを超え108 MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について（諮問第3号）

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第3号、99 MHzを超え108 MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許につきまして、藤野地上放送課長から説明をお願いいたします。

○藤野地上放送課長 藤野でございます。

V-Lowマルチメディア放送に関する件でございますけれども、まず、V-Lowの現況からご説明したいと思います。地域ブロックごとに分かれて放送を行うというもので、これまで九州・沖縄広域圏、それから関東・甲信越広域圏、そして近畿広域圏の各々について、ハード、いわゆるインフラを提供する基幹放送局提供事業者の予備免許について、それから、その上で放送を行っていただきます放送事業者の認定について、各々ご答申をいただいたところでございます。今のところどうなっているかと申しますと、九州・沖縄広域圏については本免許が昨年11月24日、放送事業者の認定も同日に行っております。それから、関東・甲信越広域圏も親局の免許については昨年12月7日、放送事業者の認定も同じ12月7日に行っております。近畿広域圏につきましては、予備免許は昨年の10月段階で行っております。この3地域の会社のサービスは、今年3月1日に、もう間もなくですけれども、サービスインすることによって準備を進めていただいております。

本日諮問させていただく件は、この3地域の次の東海・北陸広域圏のところ

でございます、資料をご覧いただきたいと思いますが、2ページ目からでございますが、これまでと同じハードの事業者、基幹放送局提供事業者であるVIPからの申請で、名古屋における親局の予備免許について申請があったものでございます。

先ほど申し上げましたように、3つの地域については、3月1日にサービスインということでございますけれども、この東海・北陸広域圏につきましては、28年度の上期、おそらく夏前後のあたりになると思いますが、サービスインを目指して今回申請があったものでございます。

具体的な審査についてでございますが、同じ資料の3ページ目からでございますけれども、技術基準等への適合性、それから開設指針への適合性、そして4ページ目になりますが、経理的基礎、これらは全て昨年10月にご答申をいただきました近畿広域圏のものと同じでございます。事業収支見積もりも、平成27年度から平成31年度の売上高、費用、利益等は、昨年時点のものと同じでございませぬ。売上げにつきましては、平成28年5月まで料金はゼロとして、その後、徐々に上がってくるということでございますが、端末の売上げがございませぬので、数字をやや見込んでおります。費用につきましても、減価償却等についての見込み、これは昨年時と変わってございませぬ。キャッシュフローが肝心なわけでございますが、これにつきましても売上げが入ってくるのがやや遅れる関係もありまして、持株会社のBICからの借入れにより行う。この借入れをBICがどうやって行うかという、増資を中心として行い、不足した場合には銀行からの融資を受けるという計画でございまして、これらも全て昨年時点と変わってございませぬ。昨年審査したものと内容が同じでございますので、これについても適当ということでいかかと思っておりますのでございます。

置局の計画等、これはもう全て同じでございます。昨年時と変わってござい

ません。具体的な番組のイメージが、サービスインが近づいてまいりまして、やや出てきております。ソフト事業者自身で番組提供も行うわけですが、そこに外から番組提供を行う東京スマートキャスト、それからアマネク・テレマティクスデザイン等についてご紹介したいと思います。

まず、東京スマートキャストが行うサービスですけれども、「TS ONE」という名前がついております。こちらはいろいろな音楽、ハイレゾの音楽、ハイレゾになるのは2017年からで、当面はデジタル地上波の最高音質ということで行いますが、こういった高品質の音楽を聴いていただくということで、さらにこれらはスマホなどでも聴けるわけでございますので、そこから音楽をダウンロードしていただく、あるいはCDを買っていただく、あるいは関係のイベントについてのチケット購入などもネットと連動して行うことができるということを用意されているわけでございます。

それから、別の番組提供会社です。アマネク・テレマティクスデザインによる「アマネク・チャンネル」でございます。こちらは車に乗っていただいで楽しんでいただくことをイメージしているわけですが、車の行った先のいろいろなエリア情報、交通情報や天気情報、それから、その近くの店舗のクーポン等についても配信いたしまして、あるいは、カーナビと連動させますので、到達するエリア、これから行こうという先の色々な情報、交通情報等が出てくる。そして、文字ベースで出ている情報をカーナビで音声化して流すこともできる。そのようなことを計画しているところでございます。

次に東京マルチメディア放送が提供する番組でございます、「i-dio Creators Ch.」あるいは「i-dio Selection」という形で、ショートムービーの映像情報、様々な音楽の情報なども提供するというところでございますが、これらの番組につきましては、もう免許が出ておりますので、3月1日の全体のサービスインを待たずに、2月22日には先行で放送を開始する、来週の月曜日です

ね。そういうことでございます。

端末につきましても提供が進んできておりまして、こちらは前回もご覧いただいたと思いますが、無線LAN、Wi-Fiで飛ばすものです。こちらでも無料でモニターに対して配布が今行われております。それから、スマートフォン、今日はこちらにお持ちしておりませんが、こちらの発売も行われております。それから緊急災害時の自動起動を行う端末、受信機についても、一部の自治体、具体的には福岡の宗像市ですが、そちらへの提供なども今行われているところで、準備は着々と進んでいると伺っております。

以上でございます。ご審議のほうをお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

よろしく申し上げます。

○吉田代理 お伺いさせていただきます。

以前から話題になっておりますけれども、このV-Lowが順調に育って来て、広く国民に歓迎されるようなサービスになっていくと非常にありがたいなと思って、期待をしているところですが、幾つかご質問をさせていただきます。まず1点目は、最後にご説明いただいた端末ですが、この受信に対応したスマホとか、あるいはWi-Fiに変換をしてWi-Fiを経由して見られる端末が、たくさんこれから準備されるということですが、今後どの程度のユーザー数をターゲットとして予測をされているのでしょうか。これからの伸びについて、業者がどのような計画をされているのかが、気になりました。

それと、それに関連しまして、開設計画認定の日から5年以内に達成すべき地域ごとの世帯カバー率ですが、計画によれば、例えば東北地方とか中国・四国地方ですと60%、そして今回の東海・北陸地方でも72.5%ということで、

結構低いというのが気になりました。それから、先ほど番組コンテンツでご説明いただいた「アマネク・チャンネル」は自動車対象ということですが、その意味では、例えば道路施設カバー率などは100%といった、かなり高い率が想定されているのでしょうか。そのあたり、端末の伸びと、その前提となりますサービスエリア、すなわち、世帯カバー率や道路施設カバー率などをどのように考えておられるのか、お教えいただければと思います。

○藤野地上放送課長 通常の有料のサービスなどですと、加入者がどれぐらい伸びるのかというので、それが収入に直結しますので、そういったところから収支を見込むわけですが、こちらは広告放送ですので、エリアのカバー率になっていますね。それによって広告を出していただく方がどのようにその価値を見出していくのかということになってございます。ですので、具体的なリスナーの数というところは取れないので、予測なども特にリスナーの数という形で出てございません。その代わりということではございませんけれども、行っているのは、今お話しいただきましたカバー率でございますが、移動での利用を考えている関係上、こういう道路施設のカバー、あるいは駅のカバーということを考えているわけですが、こちら100%ということではなくて、大体半分ぐらいのカバーを今考えているのですが、重点的に聴いていただくようなエリアがあるということで、ある程度、あまねくどの地域にもというよりは、重点を置いたようなカバー率を計画している状況でございます。

○吉田代理 そうすると、世帯カバー率は60%かそれ以上、道路施設カバー率は、正確には何%か分かりませんが、6、70%あたりから、このサービスが始まるというような理解でよろしいのでしょうか。

○藤野地上放送課長 そうですね。もともと総務省から出した開設指針もこれぐらいのレベルで置いておりますが、6割、あるいは一番高いところで8割以上というような指針に対して、60.1から89.1とかいうふうな形で設定し

ているところでございます。

○吉田代理 そうすると、このサービスが開始されて、評判がよかったら、もっと広く展開されるような見通しでお考えですか。

○藤野地上放送課長 サービスの進展に応じてというところですね。

○吉田代理 エリアカバー率が高くて、車を運転される方が、他のサービスが受けられなくて困るようなところでこういう放送サービスを受けられると、すごくありがたいのかなと思ったものですから質問させていただきました。大体状況は分かりました。どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

○松崎委員 北海道、東北、中国・四国は赤字なのですが、長期にわたる赤字というのはどうなのでしょう。赤字がいつまでたっても解消できないところが、もう中止しようという方向に行く危険性はないのですか。

○藤野地上放送課長 もともとの募集の際には、ブロックごとということで総務省から募集したわけですが、結局株式会社VIPは全部自分でやりますということで申請されていて、全国トータルで採算が合うような形でやりますということです。各ブロックとも開設計画を作っていただいております。撤退ということではなく、全体の採算は全国ベースでやりますということをおっしゃっているところです。

○松崎委員 それでマイナスを埋めるという発想ですね。この3つの地域が、地域住民の自動車の保有率も高いような気がします。家計診断などをしますと、東京では一家に1台ぐらいしかないのですが、地方の人の家計診断では、一家に2台、3台なのですね。そうすると、道路カバー率とか、駅といっても道の駅とか、幹線道路沿いにありますね。そういうところで順次カバーしていただいただけると、過疎の地域の住民は大変助かるのではと思いました。

○藤野地上放送課長　そうですね。そういうところの重点的なカバーなどについても、配慮をお願いしていきたいと思っております。

○松崎委員　地方では道の駅に、ドライブがてら人が集まっているので、ニーズも高いかと思えます。

○藤野地上放送課長　分かりました。ありがとうございます。

○前田会長　ほかにはいかがでしょうか。

確認ですけれども、細かい点で、先ほどの「i-dio Creators Ch.」は、2月22日に先行開始という点ですが、これは予備免許で与えられた試験放送の中で、これだけを放送するイメージになるのですか。

○藤野地上放送課長　もう本免許の段階になりますので、この「i-dio Creators Ch.」と「i-dio Selection」、まずこの2つの番組で先行的にやるところです。全部を含めた大々的な立ち上げは、3月1日にという話でございます。

○前田会長　3月1日の時点で想定される放送時間、1日の中での長さはどのぐらいのイメージですか。

○藤野地上放送課長　3月1日の正午に開始を予定されていると伺っておりますが、その日はずっと終日ということでございます。

○前田会長　ありがとうございます。

それでは、ほかに特にご質問、ご意見がないようでしたら、これについては、4回目という表現が良いのかどうかは分かりませんが、そういうことでございますので、本諮問第3号につきまして、諮問のとおり予備免許を与えることが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長　ご異議が無いようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続の上、事務局から総務大臣宛て提出してく

ださい。

(2) 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務の
認定について（諮問第4号）

○前田会長 それでは、次に進みます。

諮問第4号、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務の認定につきまして、鈴木衛星・地域放送課長から説明をお願いいたします。

○鈴木衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課の鈴木でございます。お手元の資料、諮問第4号説明資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送、すなわち4K・8Kの試験放送の業務の認定についてでございます。

1の背景、(1)のところでございますけれども、4K・8Kのロードマップでは、衛星基幹放送による4K・8K放送の試験放送について、平成28年の放送開始、また実用放送につきましては平成30年の放送開始を目標としております。

(2)のところでございますが、総務省では、4K・8K放送の試験放送の実施に向けて必要な制度整備を行いまして、昨年9月にこの電波監理審議会でもご審議をいただいた上で、9月9日に、株式会社放送衛星システムに対しまして、衛星基幹放送試験局の予備免許、ハードの予備免許を付与したところでございます。

その下の表でございますけれども、この試験放送の制度整備、基幹放送普及計画の改正の概要についてでございます。実施主体としてはNHKとNHK以外の基幹放送事業者の2者、実施方法としてBSの1の周波数、つまり1つの

トランスポンダで周波数分割または時分割方式、放送時間の上限はそれぞれ12時間、試験放送の期間として、4K・8Kの本放送または実用化試験放送が開始されるまでの間とされております。

(3) のところでございますが、総務省では、昨年10月30日から11月30日までの間、試験放送の業務の認定申請を受け付けましたところ、一般社団法人次世代放送推進フォーラムから認定申請がございました。また、日本放送協会（NHK）から試験放送の業務の認定申請もあったものでございます。具体的な申請の概要といたしましては、1枚おめくりいただきまして2ページをご覧くださいと思います。申請の概要の表になってございまして、左側が次世代放送推進フォーラム、右側がNHKでございます。基幹放送の種類として、試験放送—超高精細度テレビジョン放送、希望する周波数としてBS17チャンネルを使用いたします。伝送方式といたしまして、高度広帯域伝送方式ということで、これまで既にCSの124/128度CS、一般放送におきまして、衛星でチャンネル4Kという形での試験放送や実用放送が始まっておりますが、この技術方式とは異なりまして、今回の高度広帯域伝送方式では、新たなMMTという多重化方式を用いたり、色域の拡大を図ったり、さらに4Kのみでなく8Kも送れるような、高効率な符号化の方式も採用するというところで、新たな伝送方式を用いますので、試験放送を行うものでございます。スロット数としては4Kについては60スロットまたは40スロット、8Kについては120スロットということで、1トランスポンダ全体が120スロットになってございます。変調方式としては16APSK、またはQPSK、そして放送時間帯として希望する時間帯は、左側の次世代放送推進フォーラムでは、1日あたり1時間、右側のNHKにおいては12時間を、それぞれ希望する時間帯として指定して申請しております。放送事項としましては、ここの表に挙げられているような分野の番組を放送することを計画しているということでご

ございます。業務開始の予定期日といたしましては、次世代放送推進フォーラムは平成28年12月1日、そしてNHKについては、平成28年、8月1日からということで予定してございます。

恐れ入りますが、13ページの説明資料で、背景等も含めてご説明をさせていただきたいと思っております。お手元の13ページが、昨年7月に放送事業者、メーカー、通信事業者、ケーブルテレビ事業者等の関係者が集まって、共通の目標として定めました改定ロードマップの概要でございます。これによりますと、一昨年、2014年には、124/128度CS、ケーブルテレビ、IPTV等で4Kの試験放送が始まり、昨年はそれぞれについて4Kの実用放送が開始されております。そして、今年2016年に、新たな高度広帯域の伝送方式を用いまして、BS17チャンネルにおいて4K・8Kの試験放送が行われることが、ロードマップでも目標として定められておりまして、その点について、今回認定の申請を受けてご審議をお願いするものでございます。今後のこのロードマップでは、2018年に4K・8Kの実用放送が開始し、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会では多くの中継が4K・8Kで放送され、東京オリンピック・パラリンピックの感動が、会場のみではなく全国で共有されているような姿を、目指す姿として掲げているものでございます。

1ページおめくりいただきまして、14ページでございますけれども、今回使用いたしますチャンネル、周波数につきましては、このBSの17チャンネルでございますが、こちらが以前、地デジ化の対策ということで衛星セーフティネットの放送を昨年3月まで行っておりましたが、衛星セーフティネットの終了に伴いまして空きましたので、ここで試験放送を実施予定としているものでございます。

続いて、15ページをご覧くださいと思います。この試験放送の制度整備のスケジュールでございまして、左側の紫色がハードの制度整備、右側の橙

色がソフトの制度整備でございまして、昨年の9月に電波監理審議会でご審議いただいた上で、ハードの予備免許を交付したところでございますが、今回、ソフトの認定ということで、右側の一番下でございまして、本日、ソフトの認定のご審議をいただくものでございます。これによりまして、BSによる4K・8Kの試験放送の開始の手続についての環境が整うというスケジュールになってございます。

続いて、16ページをご覧いただきたいと思います。先ほどご説明いたしました基幹放送普及計画につきまして、同じBS17チャンネルの1つのトランスポンダを使いまして、NHKともう一つの事業者が、時分割または周波数分割の形で共有する。それぞれ12時間以内という制度になっておりますが、その具体的なイメージとしては、右側のイメージ図をご覧いただきたいと思えます。例えば、NHKが橙色の部分で、ある時間帯にはこの1トランスポンダを使って8Kを1番組流したり、ある時間帯には、この橙色は4K3つに区分されておりますが、3番組を、3チャンネル分を流したり、そしてその橙色の合計が12時間以内になるように、また水色のNHK以外についても同様な形で、それぞれが12時間以内になるようにという制度になってございます。

続きまして、17ページをご覧いただきたいと思います。今回、NHKと次世代放送推進フォーラムから申請がありました実施計画の概要でございまして。試験放送の目的・内容としては、将来の実用化に資するため、時分割方式により4K・8Kの試験放送を実施するものでございまして、今回、時分割方式ということでございますので、それぞれ申請書の中で、計画の概要として、試験放送の時間帯等をどういう形で調整するかという点につきまして、試験放送の実施主体間で定例の会合を開催し、編成予定等を調整することが、申請書の中にも記載されてございます。また、同じチャンネルの中で2つの実施主体が放送を行い、かつ4Kと8Kの放送が混在することになりますので、識別できる

ようにするための措置についても記載されておりました、試験放送の実施主体の名称またはロゴマーク等、及び4K・8K放送の別をテロップ等により表示するという申請になっております。

そして、試験放送の実施体制といたしましては、次世代放送推進フォーラムについては、放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者等が会員であり、関係事業者等の協力体制が確立しており、受信機メーカーは技術基準や運用規定等をもとに、制作した受信機の動作確認等の検証を行い、ケーブルテレビ事業者は4K再放送を行うための技術基準や運用規定の伝送路での実験、検証を実施予定とされています。またNHKにつきましては、全国のNHKの支局、放送局等でのパブリックビューイングを予定するとともに、4K・8K試験放送の有線一般放送による再放送について、可能な範囲での協力を検討するとされているところでございます。

続いて、18ページをご覧いただきたいと思っております。具体的に試験放送を行うときの実際の試験放送のイメージについてでございます。これはNHKと次世代放送推進フォーラム、それぞれから申請が出されておりましたので、その申請書の記載内容をもとに総務省で両者を合わせまして作成したもので、1週間の放送番組の代表例として記載したものでございます。それによりますと、次世代放送推進フォーラムは、1日あたり1時間、主に4Kを中心に行う。また次世代放送推進フォーラムとしても、8Kを、ここでは月曜日の10時50分からのところに入っておりますが、8Kも行う。それから、NHKについては1日6時間、こちらについては8K放送を中心に、4K放送については、原則、月の最終週の16時台に、一月に6時間程度放送するという申請になってございました。ただ、これも一般的な代表例でございますので、スポーツの大会とかイベント等があった場合には、その指定を受けた12時間以内、1時間以内の中で、それぞれ時間帯の調整等をして、柔軟に対応することが可能にな

ってございます。

続いて、19ページでございます。この試験放送を行うためのハードの予備免許の概要でございます、昨年9月にご審議いただいた内容でございます。

続いて、20ページをご覧いただきたいと思います。今回の試験放送の電気通信設備について、ハードの部分は右側でございますけれども、基幹放送局設備ということで、株式会社衛星放送システム（B - S A T）が、地球局の設備、それから放送局の送信設備、衛星等については管理し担当するものでございます。一方で左側のほうで、基幹放送設備、番組の送出設備、ダウンコンバートしたり、エンコードなどを行う、多重化などを行う、こちらの下にございますが、番組の送出設備についてはNHKが設備を整備することになってございます。そして、次世代放送推進フォーラムはNHKが整備した設備を借用することで、1日1時間という枠内で試験放送を行う計画になってございます。

続いて、21ページでございます。今回申請がございました次世代放送推進フォーラムの概要でございます。次世代放送推進フォーラムでは、これまでも124/128度CSでの試験放送の実施主体として、また技術基準の策定や国際的な周知広報、情報発信など、4K・8K、そしてスマートテレビなどを含めた高度な放送サービスの普及・推進に取り組んでいる団体でございます、こちらの左下にございますような関係者が幅広く加入して、普及・推進に取り組んでいる団体でございます。

恐れ入りますが、また最初の1ページにお戻りいただきたいと思います。今までのところが、申請とその関連する事項についてのご説明でございます、3の審査の概要のところでございます。一般社団法人次世代放送推進フォーラムの申請については、別紙2-1のとおり、放送法第93条第1項の規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められる。また、日本放送協会の申請については、別紙2-2のとおり、放送法第24条

の規定により読み替えて適用する同法第93条第1項の規定に適合するものであり、申請のとおり認定を行うことが適当であると認められると考えてございます。

お手元の資料の3ページから8ページまでが、次世代放送推進フォーラムの審査表、それぞれ基幹放送局設備の確保可能性、業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力、業務に用いられる電気通信設備の技術基準への適合などについて審査してございます。9ページから11ページまでがNHKの審査表でございます。同様に審査しているものでございまして、この両団体とも、いずれの項目も適合することを確認したところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等がありますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○吉田代理 ご説明をありがとうございます。4K・8KのBSを使った試験放送につきましては、全く異論はございません。ただ、少し受信機のことについてご質問をさせていただきたいと思います。先ほどご説明の中で、既に試験放送を経て、実用放送に至っている124/128度のCSとは技術方式が異なっていて、かつ伝送方式も異なっていますというご説明をいただいたのですけれども、そうしますと、受像機といえますか、受信機も方式が随分変わらざるを得ないと思います。となりますと、ユーザーにとりましては、買い換えないといけないのでしょうか。あるいは、既にこのCSの放送受信機には、2年後にBSによる異なる伝送方式の試験放送が始まるからということで、組み込まれたような形になっていたのでしょうか。すなわち、BSの4K試験放送をみるためには受像機を完全に買い換えないといけないのかどうかという点が、非常に気になりました。

私は個人的にも、よくいろいろな折り込みチラシやホームページ等で、特に4Kの受信機が非常に安くなってきたという広告を見て、余裕があれば買いたいなと思ったこともあったのですが、その際に、2014年に試験放送が始まったCSの4Kと、今回この諮問にかかっています2016年、今年スタートするBSの試験放送の4Kが、同じ4Kとは言いながら全く伝送方式が異なっていて、異なる受信機が必要だという認識はあまり持っていなかったものですから、ほかの一般のユーザーの方はこういったことをきちんと認識された上で4Kの受信機を買われたのかなと、その点が非常に気になりました。

そういう意味では、先ほどの資料の13ページに、4K・8K推進のためのロードマップが書かれているのですが、この中に例えばユーザーの視点からみた情報、すなわち、この新しいサービスを受けようとする、最初買った受信機ですっと行けるのか、あるいは次々と機能を追加していかざるを得ないのか、あるいは、買い換えないといけないのか、そういった情報を明記して皆さんにお知らせしておかないと、非常に混乱されるのではないかとこの点が気になったのですが、そのあたりはいかがなのでしょう。

○鈴木衛星・地域放送課長 ありがとうございます。先ほど先生からもご指摘ございましたご説明の中でも、今回の4K・8K放送は、今までの124/128度CSとは異なる、同じ4Kで、HEVCという圧縮方式は一緒でございますけれども、新たなMMT等の多重化方式を入れた高度広帯域の伝送方式になっておりますので、その受信機は、今、124/128度CSが映る4Kテレビとはまた別の機能が入った受信機が必要になってまいります。そして、その受信機の準備状況でございますけれども、2014年7月に、総務省でこの高度広帯域の4K・8K放送のための技術基準を策定いたしまして、昨年暮れには、民間規格であります技術仕様も策定されたところでございます。では実際にその受信機が市販されるのはいつかということですが、もう民間規格も策

定されたところで、受信機を開発できる環境は整いつつあり、現在受信機メーカーからも受信機の開発に取り組んでいると聞いておりますが、実際の市販となりますと、2018年の実用放送の開始される頃の受信機の市販に向けて開発に取り組んでいると聞いているところでございます。したがって、この4K・8Kの試験放送、今年から始まる試験放送の開始時点では、この方式に対応する受信機が市販されるという見込みは、現状では、関係者からお聞きする限り、低い状況にございます。

ただ、一方で、視聴者が新しい4K・8Kの超高精細なニーズをお持ちで、それに応えて、そういった新しい4K・8Kの視聴の体験ができるようにする環境をつくることも大事だということで、パブリックビューイング、NHKでは全国の支局でも見られるようにしたいと考えていること、その他、BS以外の、124/128度CSやケーブルテレビ、ひかりTVなどは、実際に市販された機器とつなげば4Kを見られる環境もございますので、それらでの再放送などにより視聴できる環境を整備して、視聴者のニーズに応えることも、関係者の協力を得ながら取り組んでいきたいと考えております。

そしてユーザー、消費者に対してまさにご指摘のとおり、今、市販されている4Kテレビ、こういったものが、124/128度CSの4K放送が見られるテレビもあれば、見られないテレビもございます。現在もそうでございます。それから今後発売されるテレビの中で、いつの段階になったら、このBSの試験放送、何が見られて何が見られないのか、こういったことを消費者の方々が誤解をされたり、混乱が生じないように、きちんと周知をしていくことが大変大事だと思っておりますので、これまでもメーカーの団体でありますJEITAさんとも話し合いをさせていただいておりますが、引き続き、さらに周知を進めていただくよう、関係者の皆さんと協議をしていきたいと思っております。

現在も、昨年フォローアップ会合でもそのようなお話もございまして、そ

れを受けて J E I T A さんのほうで、昨年からホームページの中で周知していますのが、現在、メーカーの各社から販売されている 4 K テレビには、B S の 4 K ・ 8 K 放送を受信する機能が搭載されておりません、そして、それを見るためには、今後その受信機能を搭載した外部機器等を接続することで視聴できるよう準備が進められていますというようなことが、ホームページの中では紹介、周知されておりますけれども、まだまだ視聴者の方々に伝わっていない部分が多々あるかと思えますし、これから試験放送が本格的に始まる中で、視聴者の皆様方にそういったことをお伝えするのが、ますます重要になってくると思いますので、今日、今いただきましたご意見を踏まえまして、しっかりと関係者の皆様にも周知し、総務省としても一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○吉田代理 ぜひ、よろしく願いいたします。多分、一般のユーザーの皆様方は、せっかく 4 K を買ったのにもかかわらず、B S の 4 K が見られないということに対しては、すごく驚かれる方がいらっしゃるのではないかと思いますので、そういう方に不信感を持たれないように、適切な周知広報活動をよろしく願いしたいと思います。

○前田会長 それに関して、私のほうからもいいでしょうか。1 つは、まずグローバルなスタンダードが協議されているのではないかと思うのですけれども、以前ご説明があったときの状況では、この新しい方式の 4 K ・ 8 K がややメインストリームになるような印象を私は持ったのですが、それはそういう方向で協議されているのでしょうか。それが 1 点目です。

この状況を見ると、4 K は韓国などで先行していて、テレビについては世界的に韓国メーカーさんが、サムスンや L G を筆頭に圧倒的なシェアを持っておられて、世界中で 4 K といえばその方式にというのが、デファクトスタンダー

ドというか、事実上のスタンダードに、もしかしたらなってしまうのではないかというおそれがあるわけですが、こちらのほうは、今、技術的にいろいろなことが入ってきて優れているが、ビジネスで勝てないという、よくあるパターンに陥らないのかどうかということですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○鈴木衛星・地域放送課長 今回新たに開始いたしますBSでの高度広帯域伝送方式、それから既にチャンネル4Kや実用放送で開始しております124/128度CSでの4K放送、どちらにつきましてもITU、国際機関の場で定められた国際規格、グローバルスタンダードを踏まえて、国内基準に落として、それに基づいてサービスを開始しようとしているものでございます。ただ、グローバルスタンダード、国際規格の中で選択肢の幅がございまして、その中でどういった技術を具体的に採用するかというところは、今後、グローバルの中ではある意味競争、どの方式が普及するかというのは、競争の部分もございませけれども、今回、特にこの高度広帯域伝送方式では、通信との親和性もあるMMTという多重化方式を採用し、それと効率的な伝送によって、8Kの衛星放送を世界で初めて試験放送を開始するということでございますので、これからこういった方式が日本で先行して始まって、海外にもその方式が広がっていくことによって、日本で先行して機器等の製造開発を行った事業者にも、海外への展開の機会が増えてくるような取組を、成長戦略にもつながるような取組になるよう、まず日本で先行して、国際基準を踏まえた形での方式を国内で始めて、それが海外でも広がっていくようなことを期待しているところでございます。では今後、どの方式が海外も含めて4Kそして8Kの主流になるかというところになりますと、まさに今、各国でもこれから始まる衛星放送につきましても、韓国、欧州の一部で始まった段階でございまして、これからまさに4Kの放送が本格化するところでございますので、そういった中で、日本の方式、

日本の放送が先行することによるメリットが、十分関係者の間でも広がっていくようにということで考えております。

以上でございます。

○前田会長　そういう意味では、新たな団体の会員のリストを見ていると、先ほど名前を挙げた韓国のメーカーさんの日本法人も入っているようなので、うまくそちら側で統一の方向でできれば、それに越したことがないわけですが、既に相当数がそれまでの間に売れてしまうという、先ほど吉田先生がおっしゃった話で言うと、これから2018年の放送開始までの間、特にメーカーさんに相当努力をしてもらわないと、メインストリームになるのが難しい危険性をはらんでいるなど危惧しています。早く実用化に向け、試験放送ももう少し広げてということになるのかもしれませんが、消費者側に受け入れられるような状態に、日本はもちろん、それから世界の他の国で、そういうテレビが売れていくような状況をつくり出さないといけないなと思います。

○今林情報流通行政局長　先ほど吉田先生からご指摘のありました、消費者への周知というのは、私どもは最大のポイントだと思っております。ちょうど地上放送のデジタル化、ひとまず2011年に完成をするということで、駆け込みでお買い換えになった方々が多く、その方々がちょうど9年周期と言われておりますけれども、東京オリンピック・パラリンピックの時期に、またお買い換えになるのではないかという期待が、メーカーさんにもございます。ですから、特にそういう方々に混乱なく買っていただくためにも、メーカーさんにもやっていただかなければいけないと。同時に、メーカーさんだけではなくて、販売する方々がきちんと周知していただかないと、売ればいいのだということではいけないわけで、私ども、先ほど課長から説明申し上げた、フォローアップ会合などの場で、年末に皆さんに集まっていただいて、こういった方針についてご説明をしたときに、その席には経済産業省やJEITAさんもお

られますので、販売店などのご協力もいただきながら、今後やっていきますと。もちろん私どもも先頭に立ってそういう周知をやってまいります、時期を捉えて、消費者の皆様方に正しい周知ができるようなキャンペーンなどについても、これからいよいよ連携を深めて、場を捉えて公表していくようにしたいと思えます。

それから、今、会長がご指摘になった国際的な展開というのは、確かにメーカーさんの再編や、あるいはビジネススタイル、新しい時代のビジネスを模索しておられる中で大変重要なご指摘だと思います。地上放送のデジタル化で、私どもは大変大きな成果も得まして、いろいろな方々とお知り合いになれて、窓口ができました。ただ、テレビが売れたかという、若干、今会長がご指摘になったようにサムソンさんに先を越されたり、アメリカでは薄型の壁掛けが主だということで、後塵を拝したりというような苦い経験もございます。ですから、ここは総合的な展開ということが必要になりまして、テレビの受像機だけではなく、いろいろなビジネスを協力をしながら展開していくことが必要かなと思えます。先ほど、買換え時期がちょうどやってくるということで申しましたように、せっかくであれば、ネット時代でございますので、ネットに対応した、地上放送のデジタル化というのはデジタル化のメリットを生かすためにも、ネットとの連携がうたわれたわけですが、今まだ接続しているご家庭が少ないということで、スマートテレビだとかそういったことを4K・8Kと組み合わせた話、あるいはその上のアプリケーション、こういった業界の方々とも連携して世界に出ていけるように、そんなことも関係の推進団体などを中心にお話がされて、今後の国際展開についてもいろいろなことについて検討されることが望ましいのではないかと、私どもは期待しております。

○前田会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○松崎委員 個人的に伺いたいのですが、消費者に周知は大事とおっしゃったのですが、先般、ネットで「4Kのテレビは録画できない」という情報が出回っていて、本当にそうであって、早期に周知されたら誰も買わなくなるのではないかという不安があったのですが。録画できないと大きなデメリットになってしまいますが、それは本当なのですか。

○鈴木衛星・地域放送課長 放送番組を録画する方式は、今のハイビジョンでは、これは行政で定めているのではなくて、民間の技術規格として定めておまして、例えば地上デジタル放送でダビング10ということで、コピーを9回できる。最後の1回は録画機からデータが削除されるということで、10回までという、ダビング10というような制度が民間の規格の中で導入されています。4K・8Kの放送の録画方式についても、これも民間の中で先ほどの次世代放送推進フォーラムの団体の中で検討されているのですが、まずハイビジョンと同じようなダビング10を導入するという方向で検討されていると聞いていますけれども、一部の放送番組についてはより権利保護を強く図るということで、録画禁止が可能となるような規格を導入するかどうかということについても、この次世代放送推進フォーラムで今議論中と聞いているところでございます。そういった状況ですので、ただ、様々な意見があると承知してまして、そういった権利保護が図られると非常に優良なコンテンツをより調達しやすくなるので、一部の番組には録画禁止ができるようにという観点から、そういったものも導入すべきだというご意見と、一方で、もう録画しながら見るというのは、随分視聴者に根づいているので、視聴者の利便性の低下を招かないように慎重に検討すべきという、両方のご意見が出ているということで、まだ結論に達していないということで承知しています。私ども総務省としても、そういった関係者の間で、視聴者の混乱がなく円滑に放送開始されるように、関係者

間で今後十分な調整が図られることを期待している状況でございます。

○松崎委員　そういう段階ですか。それこそパブリックコメントみたいなものを募集してみたらどうかと。そうすると、圧倒的に録画したいというご意見が大多数を占めるような気がします。ただ問題だと思ったのは、まだスタートもしていないのに、そういうネガティブ情報というか、マイナスの情報があんなに広くネットで流れてしまうのはいかなものかと思いました。それに対抗する周知広報をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○前田会長　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問第4号につきましては、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田会長　ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続の上、事務局から総務大臣宛て提出してください。

（3）電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う放送法関係省令等の整備案について（諮問第5号）

○前田会長　それでは、次に進みます。

諮問第5号、電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う放送法関係省令等の整備案につきまして、長塩放送政策課長から説明をお願いいたします。

○長塩放送政策課長　それでは、ご説明させていただきます。お手元の資料、クリップをお外しいたきまして、2つ目の資料でございます。A4横のパワーポイントの資料に従ってご説明させていただきます。

1 ページでございます。本法律につきましては、昨年成立した放送法によって新たな制度を導入するものでございまして、上の四角にございますとおり、有料放送サービスの受信者保護のための制度の充実を図り、1 つ目として、書面交付義務、初期契約解除制度、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等の措置について、新たな整備を行うものでございます。その下にマップ状のものがございますが、オレンジ色に塗ったところが今回新たに導入する部分でございまして、本制度につきましては本年5月21日に施行を予定しているものでございます。

2 ページにございますとおり、今回、関係の省令それから告示案について、諮問をするというものでございます。

3 ページでございます。1 点目の、説明義務の充実についてでございます。今回の諮問事項は大きく4 点ございますが、その初めの項目でございます。有料放送に関する説明義務につきましては、平成22年の放送法改正で導入されてございます。今回は、当該説明義務の充実を図るものでございまして、サービスの提供条件の説明に際して、受信者の知識・経験等を勘案し、しっかりと説明する、いわゆる適合性の原則を追加するものでございます。またこのほかでは、後ほどご説明させていただきますが、初期契約解除制度に関する事項等も追加となりますが、他方、法人を相手とする契約、あるいは受信設備の数の変更契約等につきましては、受信者の利便等も勘案し、説明義務の対象除外とするということもございます。

4 ページでございます。書面交付の義務の導入についてでございます。これは有料放送事業者に対して、契約成立後の書面の交付を義務付けるものでございまして、具体的には、契約の成立年月日、受信者の氏名等を書面に記載し交付することが、新たに求められるというものでございます。

次のページでございます。この書面交付の義務に関しましては、例えば有料

放送の管理事業者、衛星プラットフォーム事業者等ということでございますが、こういった者のかかわる契約につきましては、個々にサービスを提供する有料放送事業者にかわって、有料放送管理事業者の名称等を示すということが定められてございます。現場ごとの都合、便宜等を考慮した例外措置等も整備されてございます。

6 ページでございます。初期契約解除制度でございます。これにつきましては、有料放送については、料金等が複雑である、理解が困難であるという特性を配慮し、このもとでの受信者を保護するために、契約締結後に書面の受領後等から8日間は、有料放送事業者の合意なく契約解除ができるという制度を導入しようというものでございます。対象となるものは、左側の下の欄、枠で囲ってございます、衛星基幹放送、衛星一般放送等について導入するものでございます。この制度につきましては、関連する特定商取引に関する法律で、クーリングオフという制度がございます。これに似てございますが、こちらは、訪問販売等の不意打ち性の防止、保護という目的でございますので、全体として同様の制度ではございますが、目的に照らし、若干の差異が設けられているということでございます。

次の7ページでございます。そのほか、初期契約解除制度に対しては、ご覧のとおり、適用除外となるような場合も設けられているということでございます。

8 ページでございます。勧誘継続行為の禁止についてでございます。これは、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思表示をした場合に、勧誘を継続する行為を禁止する制度でございます。同様に、一定の場合、受信者保護等を勘案した上でございますが、軽微な場合等、例外的な措置も設けているということでございます。

9 ページでございます。今回の諮問事項につきましては、以上ご説明した大

きく分けた4点でございますが、今回の改正では、そのほかに諮問事項以外の新たな制度として、ご覧のとおりでございますが、代理店に関する指導等の措置を新たに導入しているところでございます。

次の10ページでございますが、今回、諮問させていただいた関係省令などにつきましては、ご覧のとおり、昨年11月25日から12月24日にパブリックコメントを実施し、その結果、17の事業者、団体、個人から意見をいただいているところでございます。その概要が11ページ、12ページと示してございます。意見の大半は、今回の制度整備に賛成、または妥当とするもの、そして、説明義務や書面交付義務に対して、より具体的なガイドライン等を示すことが良いのではないかといった意見が中心でございます。なお、今申し上げました具体的な事例等を示すガイドラインにつきましては、本日、案を公表し、今後、パブリックコメントを経て、策定、公表ということを考えてございます。12ページも同様な概要を示しているところでございます。

以上が、駆け足で恐縮ではございますが、今回、審議をお願いする事項の概要でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましてご質問、あるいはご意見等ありますでしょうか。

お願いします。

○松崎委員 細かいのですけれども、パブリックコメントで個人3者、法人・団体14者というご意見の中で、結果が読めるのが全部法人・団体なのですね。そうすると、利用者の側というよりはサービス提供者の側からの意見という気がするのですが、個人の3者はどんな意見を述べていたのか、わかりますか。

○長塩放送政策課長 表の中で、例えば11ページのところでございますが、そこに個人等を明示してございますが……。

○松崎委員 これかな、最後の。

○長塩放送政策課長　そうですね。失礼いたしました。

○松崎委員　この会社とこの個人の人が同じような意見を言っていたということなのでしょうか。読みとると、2番目ぐらいが個人っぽいでしょうか。

○長塩放送政策課長　個人3者、概要を申し上げます。まず、1点目は、今回の省令案が適用されることにより、悪質な有料放送事業者への行政処分が行われることを望みます等々としてございまして、賛同のご意見をいただいております。また、次のところにつきましては、NHKの受信機契約のご意見でございまして、これは全文、今後発表させていただきますが、今回のパブリックコメントとは範囲外のご意見をいただいております。また同様に、携帯電話の通信料についてのご意見をもう一点いただいております。これも今回の意見募集の範囲外のものをお願いいたしますが、今後の行政上の参考とさせていただきますというもので、こういう3件でございます。

○松崎委員　少しずれた感じのものが2件あったのですね。わかりました。有難うございます。

それと、7ページ目の、対象サービスであっても初期契約解除が適用されない場合というものの2番が、受信者に不利でない変更、更新契約というのが、曖昧な気がします。どの基準で誰がどう認定するのか、気になったところです。受信者側が不利だと言っても、サービス側に、いや、不利ではないというような齟齬が生じないのでしょうか。

○井田企画官　お答え申し上げます。その点につきましては、ご指摘のとおり水掛け論になる可能性もございますので、先ほど課長からも申し上げましたが、本日からパブリックコメントでガイドライン案、手引書を世間に見ていただく。その中で例えば料金の引下げのみといったものは、不利でないかという例示として、なるべく分かりやすく示しているところでございます。他方、法的に申しますと、この規定は、行政処分の規定ではなく民事のクーリングオフと

同じです。最後は裁判所が決める話になってしまいますので、ここは不利、不利でないというのは、通常の他の法律例などを見ながら、そういった例えば文言としては使っておりますが、あとは細かいいろいろな事例があると思いますので、そこはもう民事の話として整理していくこととなります。

○松崎委員 そうすると、クーリングオフのように文書で8日以内に送れば、契約解除できるというほどの実行力はない、裁判にまで持ち込まないと解除できないという可能性も多く残るという感じですか。

○井田企画官 こういった全てのサービスがこの初期契約解除制度の適用ではないという点において、その境界線のところで通常の特約商取引法上のクーリングオフとは違う要件が加算されており、そこについて紛争が生じる可能性は否定できません。おっしゃるとおりです。ただ、これは消費者側からも含めまして、あまりにも、例えば料金などはしょっちゅう変わるわけでございまして、チャンネル変更などもしょっちゅうございます。そういったもののたびに、書面を交付し、初期契約解除がスタートすることになりますと、かえって消費者にとって煩わしいとか、あるいは手続の費用が、全消費者に対して、料金の値上げとかで跳ね返ってきてしまうかもしれませんので、ここは合意形成できる範囲で、簡素化の措置も採っております。そこは確かに危険性もある反面で、簡素化も必要、両天秤にかけた上で、これぐらいのことは、とりあえず当面の施行段階では、これぐらいのところまでは抜いてもいいのではないかということをやっておりますが、まさにご指摘のとおり、これで、もし、こういった規定にかこつけてトラブルが多発することがありましたら、ここは直ちに我々としまでも注視して、必要な見直しがあれば迅速に対応していこうと考えております。

○松崎委員 気になるのは、料金等に変更がないときと言われてしまうと、料金は変わらなかったけれども、サービスの質が大幅に低下したということもあ

り得るわけですね。この表記で、2と3ですけれども、気になりました。確かに適合性の原則は大事ですけれども、金融商品取引法などの場合では、投資家の金融知識のレベルを誰がどのように計るのかとか、知識はあっても資産の状況がどうなのかとか、いろいろな条件が精査されて、初めて適合性が認められるので。

○井田企画官 つくづく、本当に委員のおっしゃるとおりだと思ひまして、制度というのは、幾ら器をつくっても、魂を込めていくことはなかなか難しいところがございます。基本的に、大手の放送事業者さんや業界団体さんは、非常に意識を持って、今回の制度整備に、規制強化でございますが、皆さん反対もせず受け入れるということをおっしゃっておられますので、制度としては、とりあえずの段階ではこういう形で出させていただいた上で、今後きちんと魂を込めた運用がなされているか、きちんと注視してまいりたいと考えております。

○松崎委員 実効性がある制度にしていきたいと思ひます。というのは、契約するのは若者が多いと思ひます。私の教えている18歳、20歳の若年層は、何も分からず契約してしまいます。毎月高額の料金を母親のクレジットカードから引き落とすはめになったという契約トラブルもあったと聞きます。もっと学校でも契約について教えなければいけないのですけれども、契約の概念そのものが分かっていない若い世代が、こういう契約を簡単にしてしまう、それでトラブルに発展することも多々考えられるので、ぜひ、何か周知するときに若者向けのパンフレットとか、若者向けの教材みたいなものをついでに考えていただくと、いいのではないかと思ひます。

○長塩放送政策課長 現在、東京でもそれから各地方でも、総合通信局等で周知の活動をしてございます。しっかりと、地方の事業者、東京の事業者を含めて注視させていただくとともに、先ほど少しご紹介させていただいたガイドラ

インを策定してございます。ガイドラインの中では、委員がご指摘いただいた、さまざまな事例についても極力盛り込んで、分かりやすいもの、現場が非常によく理解できるものをつくってまいりたいところがございますので、それを策定し、さらに策定後についても、現場で起こるさまざまな事象をどんどん取り入れていって、見直していって、非常に意義のある制度にしていきたいと考えてございます。

○松崎委員 ぜひお願いします。

○今林情報流通行政局長 先ほどご指摘にありましたパブリックコメントの公表と、それからガイドラインの案、先ほど吉田先生と松崎先生からご指摘のあった道路カバー率などについては、まとめたものを資料として先生方にお送りさせていただきますと思います。

○松崎委員 よろしくお願いします。

○前田会長 ありがとうございます。

○吉田代理 非常にこれも結構な話だと思います。そして私も非常にガイドラインは重要だと思います。確認ですが、ガイドラインは主目的としては業者向けかなと思うのですが、一般の消費者もそのガイドラインは見られるようになるのでしょうか。

○長塩放送政策課長 はい。もちろん公表でございますし、利用者の方にも意義のあるものとしてつくってございます。

○吉田代理 大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○前田会長 ほかにはよろしいですか。

それでは、本件、消費者保護の観点でさらに一步前進するというものなので、特に異論はないということかなと思います。この諮問第5号につきまして、諮問のとおり改正及び制定することが適当である旨の答申を行ってはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。
答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛てに提出してください。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたしますが、2月26日をもって、村田委員が任期満了ということでございます。

○松崎委員 本当にありがとうございました。

○村田委員 お世話になりました。ありがとうございました。

○前田会長 特に決定案の起草等も大変ご努力をいただいたので、ここで感謝申し上げます。

○村田委員 とんでもないです。

○前田会長 次回の開催は、平成28年3月11日金曜日15時から、予定していますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。終了といたします。